

市町村手話言語条例モデル案(全日本ろうあ協会)福崎町手話言語条例(案)との比較 及び福崎町手話言語条例逐条解説

市町村手話言語条例モデル案(全日本ろうあ協会)	福崎町手話言語条例(案)	福崎町手話言語条例逐条解説
<p>(前文)</p> <p>言語は、お互いの感情を分かり合い、知識を蓄え、文化を創造する上で不可欠なものであり、人類の発展に大きく寄与してきた。手話言語は、音声言語である日本語と異なる言語であり、手指や体の動き、表情を使って視覚的に表現する言語である。ろう者は、物事を考え、コミュニケーションを図り、お互いの気持ちを理解し合うために、また、知識を蓄え、文化を創造するために必要な言語として手話言語を大切に育んできた。</p> <p>しかしながら、これまで手話が言語として認められてこなかったことや、手話言語を使用することができる環境が整えられてこなかったことなどから、ろう者は、必要な情報を得ることもコミュニケーションをとることもできず、多くの不便や不安を感じながら生活してきた。</p> <p>こうした中で、障害者の権利に関する条約や障害者基本法において、手話は言語として位置付けられたが、手話言語に対する理解の広がりや未だ感じる状況に至っていない。</p> <p>手話が言語であるとの認識に基づき、手話言語の理解と広がりをもって地域で支え合い、手話言語を使って安心して暮らすことができる市(町村)を目指し、この条例を制定するものである。</p>	<p>(前文)</p> <p>言語は、お互いの考えや気持ちを伝え合い、理解し合う上で欠かすことのできないものであり、知識を蓄え、文化の創造を促し、人類の発展に大きく寄与してきました。</p> <p>手話言語は、音声言語とは異なり、手指や体の動き、表情を使って、視覚的に表現する言語です。ろう者は、意思疎通を図る上で必要な手話を言語として大切に育み、受け継いできました。</p> <p>しかしながら、手話が言語として認められず、手話言語を使用することができる環境が整えられてこなかったことなどから、ろう者は、必要な情報を得ることも、周囲と十分な意思疎通を図ることもできず、多くの不便や不安を感じながら生活をしてきました。</p> <p>こうした中、障害者の権利に関する条約や障害者基本法において、手話が言語として位置付けられたものの、手話言語に対する理解とその普及は、十分に進んでいるものではありません。</p> <p>私たちは、手話が言語であるとの認識に基づき、手話言語の理解とその普及に努め、ろう者を含む誰もが尊重し合い、心豊かに安心して生活できる地域共生社会の実現を目指します。</p> <p>また、町民生活におけるコミュニケーションツールとして手話という言語を発展させることで、すべての町民が安全・安心に暮らすことができる社会を目指しこの条例を制定します。</p>	<p>前文では、福崎町手話言語条例を制定するに至った経緯と趣旨を説明しています。手話は、ろう者にとって、意思疎通を図り、知識を蓄積し文化を創造するための必要な言語として、大切に生まれ、受け継がれてきました。</p> <p>しかし、これまで、手話が言語として認められず、手話の使用に制限があり、ろう者は、多くの不便や不安を感じながら生活していた歴史があります。</p> <p>こうした経緯の中、平成18年に国際連合総会において「障害者の権利に関する条約」が採決され、手話が言語に含まれることが明記されました。</p> <p>その後、平成23年に障害者基本法が改正され、手話が言語として位置付けられました。また、平成28年には、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律が施行されたことにより、障害のある人たちに対する差別が解消されるとともに合理的配慮がなされることにより、人権が守られ、より一層の社会参加が促進されることが期待されています。</p> <p>このような状況を踏まえ、福崎町手話言語条例は、手話は言語であるとの認識に基づき、手話言語の保障及び、手話は言語だと広く社会に浸透することで、ろう者だけが必要な言語ではなく、ろう者とコミュニケーションを図る上で、聞こえる人にとっても必要な言語という認識を深め、共に支え合う地域共生社会を目指します。そして、手話という言語が発展することで、すべての町民が安全・安心に暮らすことができる社会を目的制定するものです。</p>
<p>(目的)</p> <p>この条例は、手話が言語であるとの認識に基づき、手話言語の理解並びに普及及び地域において手話言語を使用しやすい環境の構築に関し、基本理念を定め、市(町村)及び市(町村)民の責務及び役割を明らかにするとともに、総合的かつ計画的に施策を推進し、もってろう者とろう者以外の者が共生することのできる地域社会を実現することを目的とする。</p>	<p>第1条(目的)</p> <p>この条例は、手話が言語であるとの認識に基づき、手話言語への理解の促進及び手話言語の普及について、基本理念を定め、町の責務並びに町民、ろう者及び事業者の役割を明らかにするとともに、手話言語への理解の促進及び手話言語の普及のための施策の総合的かつ計画的な推進に必要な基本的事項を定めることにより、すべての町民が安全・安心に暮らすことができる社会の実現を図ることを目的とする。</p>	<p>第1条は、本条例の内容を包括的に示すとともに、条例制定の目的を定めています。手話言語についての基本理念を定め、町の責務及び町民等の役割を明らかにし、手話言語に関する施策を推進することにより、手話言語がコミュニケーションツールとして発展することですべての町民が安全・安心に暮らすことができる社会を実現することを、本条例の目的としています。</p>
<p>(定義)</p>	<p>第2条(定義)</p> <p>この条例において「ろう者」とは、聴覚に障がいがある者のうち、手話を言語として日常生活及び社会生活を営むものをいう。</p>	<p>第2条は、この条例中の用語について、その意味を定めています。ろう者とは聴覚障害者の全てを指すのではなく、聴覚に障害のある方で手話言語によって日常生活及び社会生活を営む者と定めています。</p>
<p>(基本理念)</p> <p>ろう者が、自立した日常生活を営み、地域における社会参加に務め、全ての市(町村)民と相互に人格と個性を尊重しあいながら、心豊かに共生することができる地域社会の実現を目指すものとする。</p>	<p>第3条(基本理念)</p> <p>手話言語への理解の促進及び手話言語の普及は、手話が言語であることを認識し、かつ、ろう者が手話言語により意思疎通を図る権利を有することを前提とし、ろう者及びろう者以外の者が相互に理解し、個性や人格を尊重することを基本として行わ</p>	<p>第3条は、この条例の基本理念について、定めています。</p> <p>①手話が言語であるということ、②ろう者は、手話により意思疎通を図る権利を有し、その権利は尊重されなければならないということを前提として、全ての町民が相互に人格と個性を尊重することを基本として、手話言語への理解の促進及び手話言語の普</p>

<p>2 手話が言語であることを認識し、手話言語への理解の促進と手話言語の普及を図り、手話言語でコミュニケーションを図りやすい環境を構築するものとする。</p> <p>3 ろう者は、手話言語による意思疎通を円滑に図る権利を有し、その権利は尊重されなければならない。</p>	<p>なければならない。</p>	<p>及は行われなければならないと定めています。</p>
<p>(市(町村)の責務)</p> <p>市(町村)は、基本理念にのっとり、手話言語の普及と、ろう者があらゆる場面で手話言語による意思疎通ができ、自立した日常生活や地域における社会参加を保障するため、必要な施策を講ずるものとする。</p>	<p>第4条(町の責務)</p> <p>町は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、手話言語への理解の促進及び手話言語の普及を図るために必要な施策を、総合的かつ計画的に推進する責務を有する。</p>	<p>第4条は、町の責務について定めています。</p> <p>町は①手話によるコミュニケーションサポート②手話通訳者の確保及び養成③手話を通じた交流促進の3つの基本方針に基づき、必要な施策を講じる義務を定めています。</p>
<p>(市(町村)民の役割)</p> <p>市(町村)民は、地域社会で共に暮らす一員として、ろう者と手話でコミュニケーションすることにより、暮らしやすい地域社会の実現に寄与するよう努めるものとする。</p> <p>2 ろう者は、市(町村)の施策に協力するとともに、手話言語の意義及び基本理念に対する理解の促進並びに手話言語の普及に努めるものとする。</p> <p>3 事業者は、ろう者が利用しやすいサービスを提供し、ろう者が働きやすい環境を整備するよう努めるものとする。</p>	<p>第5条(町民等の役割)</p> <p>町民は、基本理念にのっとり、手話言語への理解を深めるとともに、手話言語への理解の促進及び手話言語の普及のための町の施策に協力するよう努めるものとする。</p> <p>2 ろう者は、基本理念にのっとり、手話言語への理解の促進及び手話言語の普及のための手話通訳者の育成その他の町の施策に協力するとともに、手話言語への理解の促進及び手話言語の普及に努めるものとする。</p> <p>3 事業者は、基本理念にのっとり、ろう者が利用しやすいサービスを提供し、ろう者が働きやすい環境を整備するよう努めるものとする。</p>	<p>第5条は、町民・ろう者・事業者の役割について定めています。</p> <p>第1項では、町民は手話言語への理解を深め、取り組みに協力するものとしています。</p> <p>第2項では、ろう者自身も手話言語への理解を広めるよう努めるものとしています。</p> <p>第3項では、事業者は、サービス利用者としてのろう者と被雇用者としてのろう者の双方に対して、情報不足や不当な差別等が起こらないよう配慮するよう努めることとしています。</p> <p>福崎町手話言語条例では、町民・ろう者・事業者の役割に対して、義務ではなく努力義務としています。その理由は、福崎町手話言語条例が目指す相互の理解と尊重による共生の地域社会の実現は、町民等の一人一人の心の変化の結果達成されるものと考えています。町民等の自発的な行動・心の変化が大切であるという考えから、努力義務としました。</p>
<p>(施策の策定及び推進)</p> <p>市(町村)は、障害者基本法(昭和 45 年法律第 84 号)第 11 条第2項に規定する障害者のための施策に関する基本的な計画(以下「障害者計画」という。)において、次の各号に掲げる施策について定め、これを総合的かつ計画的に実施するものとする。</p> <p>(1)手話言語に対する理解及び手話言語の普及を図るための施策</p> <p>(2)市(町村)民が手話言語による意思疎通や情報を得る機会の拡大のための施策</p> <p>(3)市(町村)民が意思疎通の手段として手話言語を選択することが容易にでき、かつ、手話言語を使用しやすい環境の構築のための施策</p> <p>(4)手話言語通訳者の配置の拡充及び処遇改善など、手話言語による意思疎通支援者のための施策(5) 前4号に掲げるもののほか、市(町村)長が必要と認める事項</p> <p>2 市(町村)は、前項に規定する施策を推進するため、方針(以下「施策の推進方針」という。)を策定するものとする。</p> <p>3 市(町村)は、施策の推進方針を定めるとともに、実施状況の点検、見直しのため、聴覚障害者及び意思疎通支援者等が参画する〇〇市(町村)手話言語施策推進会議(以下「推進会議」という。)を設置する。</p>	<p>第6条(施策の推進)</p> <p>町は、次に掲げる施策を総合的かつ計画的に推進するものとする。</p> <p>(1) 手話言語による情報を取得する機会の拡大のための施策</p> <p>(2) 手話通訳者の確保及び養成等の意思疎通を支援するための施策</p> <p>(3) 手話言語の理解及び普及を図るための施策</p> <p>(4) 前各号に掲げるもののほか、この条例の目的を達成するために必要な施策</p>	<p>第6条は、施策の推進について規定しています。</p> <p>第1号には、ろう者のコミュニケーションをサポートし、社会参加しやすい環境の構築の為の施策を挙げています。</p> <p>第2号には、手話通訳者のほか、手話による意思疎通支援ができる者を確保、養成するための施策を挙げています。</p> <p>第3号には、手話言語の理解を進め、広めるために必要な取り組みを行うための施策を挙げています。</p> <p>第4号は、前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認められる施策を挙げています。</p> <p>福崎町手話言語条例では、施策を推進するための協議会の設置を定めていません。施策の推進の為の協議会については、福崎町障害者福祉施策推進協議会及び神崎ろうあ協会において、必要と認める専門的知識を有する方を加え協議を行う予定としています。</p>

<p>4 前項の推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定めるものとする。</p> <p>5 市(町村)長は、施策の推進の実施状況を公表するとともに、不断の見直しをしなければならない。</p>		
<p>(財政措置)</p> <p>市(町村)は、手話言語に関する施策を積極的に推進するために必要な財政上の措置を講ずるものとする。</p>	<p>(財政措置)</p>	<p>福崎町手話言語条例では、財政措置について定めていません。第4条に町の責務として、必要な施策を講じる義務を定めています。この規定に財政措置も含まれており、重複記載となるためです。</p>
<p>(学校教育における理解の促進)</p>	<p>第7条(学校教育における理解の促進)</p> <p>町は、学校教育において、基本理念に基づき、手話言語への理解及びその普及啓発並びに手話言語が必要な児童生徒に対し、手話言語による学習支援に努めるものとする。</p>	<p>第7条は、学校における理解の促進と手話言語による学習支援について定めています。</p> <p>手話への理解を広げるためには、児童・生徒が手話に接し、ろう者と交流する機会がととも大切です。福祉教育推進指定校事業における、手話教室の継続実施を中心に、その他必要な取り組みに努めることとしています。</p> <p>手話言語による学習を希望する児童・生徒が入学した場合、協議の上、合理的な方法により、手話言語による教育が受けれるよう努めることとしています。</p>
<p>(委任)</p> <p>この条例の施行に関し必要な事項は、市(町村)長が別に定める</p>	<p>第8条(委任)</p> <p>この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。</p>	<p>第8条は、この条例の規定以外に施行に関して必要な事項は別に定めることを規定する委任規定です。</p>

この条例は、令和6年10月1日から施行する予定です。